

令和7年 天草市農業委員会第10回総会議事録

令和7年9月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	山下和弘君	2番	猪原真滋君
3番	淀川洋一君	4番	黒川紀世子君
5番	平岡敬則君	6番	福島恵美君
7番	光崎修一君	8番	富崎ますみ君
9番	野中幸廣君	10番	中村三千人君
11番	赤崎保章君	12番	榎田和壽君
13番	鳴川哲広君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	木村英樹	局長補佐	松本馨
参事	内田富隆	書記	宮川楓大
書記	池上翔		

開 会

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	議第85号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第86号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第87号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第88号 農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第6	議第89号 非農地証明書交付申請について
日程第7	議第90号 非農地判断について
日程第8	報告事項について

閉会

開 会 14 時 00 分

○事務局（木村英樹君） ただいまから令和 7 年天草市農業委員会第 10 回総会を開会致します。それでは山下会長からご挨拶をお願いします。

○議長（山下和弘君） 皆さんこんにちは。雨がどの地区も少しずつ降り、晩稲の収穫が思ったように進まない状況ではあります。最近朝、晩が涼しくなりましたが、昼は日が照ってしまうとまだ暑さを感じ、大変ではありますが、先般の豪雨災害で特に被害のあった有明、松島も徐々に復旧が進んでいるように思います。10 日前は五和でも 270mm ほど雨が降り、大きな災害ではありませんが、みかん山の土手が崩れている所がありました。我々、農業委員、推進委員が少しでも作業などで手助けが出来ればと思いますのでよろしくお願いします。

○事務局（木村英樹君） 本日は、全ての委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長にお願い致します。

○議長（山下和弘君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） それでは、13 番鳴川委員、4 番黒川委員を指名します。

○議長（山下和弘君） 日程第 2、議第 85 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田 837 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（富崎ますみ君） 8 番富崎です。譲渡人の方は〇〇におられて、申請地は譲受人の方がこれまで耕作をされていました。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑102㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認を行いました。〇〇に住んでいる方が譲受人となっています。6月にも〇〇され、申請地も草払いなどを譲受人の方がされており、畑として利用されることに問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田637㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には〇〇される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（猪原真滋君） 2番猪原です。9月20日に現地確認を行いました。以前、〇〇があり、〇〇が今回申請されました。〇〇を栽培されるということで、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

ませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 資料②の2ページをご覧ください。4番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田2,371㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長(山下和弘君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番(猪原真滋君) 2番猪原です。20日に現地確認を行いました。2枚が今は1枚になっていまして、今は別の方が〇〇を栽培されています。今回の申請については何ら問題はないと思います。以上です。

○議長(山下和弘君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 5番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田と畑6,789㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ〇〇kmと〇〇へ〇〇kmと〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道389号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で4枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。次が現地の写真になります。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培されています。以上です。

○議長(山下和弘君) 1番山下です。9月23日に馬場推進委員と現地確認を行いました。今回は〇〇です。〇〇では専業農家がなかなかいらずに、譲受人が田や畑を借りて耕

作をしています。主に〇〇を作っていますが、申請地の1つが〇〇で〇〇があり、入れないような状態になっていたため、譲受人に連絡して案内をしてもらいました。何ら問題はないと思いますので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 6番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑167㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。9月20日に原田推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりであり、何ら問題ないと思います。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 資料②の3ページをご覧ください。7番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田1,172㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。9月21日に小松山推進委員と現地確認を行いました。

申請地の〇〇が〇〇であり、申請地と合わせて作業効率の向上が見込めると思います。何ら問題ないと思いますので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 8 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 8 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田 660 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。9 月 21 日に小松山推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりであり、何ら問題ないと思います。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 9 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 9 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田 2,879 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（野中幸廣君） 9 番野中です。9 月 19 日に小山推進委員と現地確認を行いました。譲受人の方は〇〇おられて、頑張っている状況です。何ら問題ないと思われます。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 10 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 10 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田 905 ㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（野中幸廣君） 9 番野中です。9 月 23 日に田中推進委員と現地確認を行いました。譲受人と譲渡人は〇〇にあり、譲受人の田が〇〇ため、今回贈与することになりました。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 3、議第 86 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 4 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田 27 ㎡を宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅の一部が農地であることが判明したため、住宅 1 棟として利用しています。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、

不許可要件には該当しておりません。なお、〇〇から宅地として利用され、〇〇の際に宅地の一部が農地であることが判明したため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。9 月 20 日に山下推進委員と現地確認を行いました。宅地の一部が農地であったということですが、非常に申請地の特定が困難な場所でした。〇〇に少しだけ農地がある状況でした。〇〇から宅地として利用されていたということで、問題はないと思います。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 370 m²に〇〇している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難なため、〇〇を既に〇〇しております。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、〇〇には既に〇〇されていたため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○6 番（福島恵美君） 6 番福島です。9 月 19 日に柳推進委員と現地確認を行いました。〇〇まえに〇〇されて、〇〇の方を縮小されていたのですが、高齢になり、管理ができず、長年にわたり山林のような状態になっています。そこで〇〇が相談をされて、山林にしたいということでした。今後も耕作の見込みもなく、周囲への影響もないと考えられるため、計画のとおり異議はないかと思います。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田 264 m²を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、地域で利用する駐車場が不足しているため、駐車場 10 台として利用しています。資料③の 5 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。21 日に小松山推進委員と現地確認を行いました。申請地の前は 7 月の総会で〇〇を建築するということで、皆さんに審議をしてもらい、許可を得た場所になります。この地区は、〇〇が地域活性のために頑張っておられて、前回、〇〇、今回は〇〇が行われるときに利用される駐車場になります。申請地は、申請地の前に〇〇があり、〇〇をしたときに、〇〇がなかったため、前回許可を得た場所と今回の申請地を埋めてしまいました。その時も地主の方に届け出るように伝えましたが、〇〇が亡くなられ、〇〇も遠方に住んでいらっしゃったことから、〇〇に時間を要してしまったために、今回始末書をつけての申請になりました。以上です。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 5、議第 87 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 5 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田 220 m²を売買により取得し、駐車場へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の

広がりの区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、転用者が営む事業で利用する駐車場が不足しているため、駐車場4台、通路として利用しています。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。9月20日に山下推進委員と現地確認を行いました。

すでに、ブロックを接いで駐車場として利用してあります。始末書も提出してありますが〇〇に無断で造成工事をしたとなっています。始末書案件の場合は父が造成した場合や昭和や平成時代に造成してあったため、引継いだ方が始末書を提出することが多いですが、今回の場合は〇〇程度しか経過していない状況です。その時期的な部分についてはいかがなものかと思います。例えば、ここに家を建てるならば、建築の途中であれば工事の一時中断をしていただくことができますと思いますが、このような場合は腑に落ちない部分があります。始末書さえ提出すればいいのではないかとされている案件ではないかと思いましたが、述べさせていただきました。ご審議の方をお願いします。

○議長（山下和弘君） 事務局の方から何かありますか。

○事務局（木村英樹君） 今回の5条申請において始末書案件が多くなっております。ご指摘のように始末書には比較的最近転用行為があった案件や過去に転用してあった案件などあります。現在利用状況調査を実施しておりますが、無届で転用をしている件数が多く発生している状況を鑑みまして、無届の場合は転用申請をするような指導をする通知をする予定であります。個別の案件についてはご意見があるかと存じますが、事務局としては、申請受付に関して書類が揃っていれば受付をすることになります。また、土地利用状況には個別に指導をすることになりますが、全体的には今後、転用申請が済んでいない農地に関しては速やかに転用申請をするような通知をすることを事務局として考えています。農業委員、最適化推進委員の方にもご協力をいただくことがあるかと存じますので、ご協力よろしく申し上げます。

○議長（山下和弘君） 事務局の方から説明がありましたが、登記地目と現況地目と差があるところについて事務局で調査してもらった資料があるので、それを基に無届による転用について地元の推進委員と現地確認をしてもらうようお願いします。

○3番（淀川洋一君） いいのですが、中山間・多面の事業では毎年11月頃に現地確認があり、その際には田が畑になっている、農地が荒れているなど指摘がありますが、その際には

資料を揃えたところで農業振興課から調査があります。ドローン等を使って調査をしてあるかと思いますが、そのような調査はできないのでしょうか。中山間・多面の事業では事前に指摘をするための写真等の資料を準備してあります。この件だけではありませんが、調べたら指摘もできるのではないだろうかと思います。

○議長（山下和弘君） 今回配布する事務局で調査していただいた資料を活用しながら、事務局の方も対応いただきたいと思います。

○9 番（野中幸廣君） 今回の埋め立てである件で、申請書を事務局で受け付ける場合、誰が埋めたかなどの経緯を聴いていただき事務局から指導をしていただくことで、建設業者や土木業者に転用許可申請が済んでいるのか指導や確認がしやすくなるので、厳重に注意や指導を徹底していただければと思います。

○事務局（木村英樹君） そのような場合は、口頭では指導させていただきたいと思います。また、誰がどのようにして転用に至ったかの経緯についても聴き取りを行い、その方が再度始末書の提出がないように指導したいと思います。

○12 番（榎田和壽君） 以前、始末書を出せばいいという風潮が建設業界にあるのではないかと指摘しましたが、始末書の文面も例文があるような同じような始末書の提出があっています。始末書の内容の指導もおざなりになっているように感じますが、始末書にはそれぞれの理由があるので、それぞれの事情と誰に造成を依頼したのかなどを書いてもらいたいです。

○議長（山下和弘君） 様々な事例の始末書案件が出ており、どのような対応が良いのか、今後始末書案件が無いようにするにはどのような対応が良いのか、事務局を含めた農業委員会で考えていく必要があると思います。建設業の方にも工事着工時に転用の確認してもらう事や、個人的にも2件ほど無届の案件があった事があるので、建設業組合等へ周知してもいいのではないかと思います。

○議長（山下和弘君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田と畑 296 ㎡を売買により取得し、借家へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地で

す。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、宅地として管理していた土地が農地であることが判明したため、借家2棟、駐車場4台として利用しています。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため譲受人、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。9月20日に山下推進委員と現地確認を行いました。この始末書であれば問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑173㎡を売買により取得し、駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自家用及び来客用駐車場が不足しているため、駐車場6台、通路として整備し、利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。20日に山下推進委員と現地確認を行いました。〇〇ですが、耕作をされている状態ではなかったことが少し気になりました。駐車場に転用されることは何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、4 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 6 ページをご覧ください。4 番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の畑 1,639 m²に使用賃借権を設定し、〇〇、〇〇、〇〇に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、転用者が営む事業で利用する〇〇、〇〇、〇〇が不足しているため、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇として整備し、利用する計画です。資料③の 9 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成済みのため、借受人、貸渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○12 番（榎田和壽君） 9 月 21 日に推進委員と一緒に現地確認をしました。この地域は、位置図をご覧くださいの通り〇〇になっており、〇〇状態で〇〇には〇〇や〇〇が連たんしており、〇〇となっている所にある農地です。荒廃地に農地が 2 筆ほどありますが現状は荒れた状態になっています。〇〇には始末書にも記載がありますが〇〇を建てた経緯があり、〇〇に〇〇を建てるということで計画されています。始末書の提出がありますが、無断で農地転用を行ったということで、建設工事をストップしているところです。私が確認に行った時も工事そのものはやっておられなかったようです。許可があってから工事を再開するそうです。近隣の農地に与える影響は無いようであり、計画そのものは妥当な物だと考えますのでよろしいかと思います。

○議長（山下和弘君） 現場の写真を見せていただき、始末書の提出はあっておりますが、周囲の造成も進み基礎工事も済んでいる印象がありました。榎田委員は現場を見られてからどのような印象でしたか。

○12 番（榎田和壽君） この件も先ほどの 5 条 1 番で述べたとおり、建設業者が引き受けた際、依頼されたから引き受けた、この風潮自体が問題だと思います。農地法自体は戦後すぐできた法律であり、それが十分に浸透していないか、後で始末書さえ提出すればいいので、工事と申請を同時並行でやっていることが往々にして行われているのか、そのようなことが踏襲されて行われているのであれば、始末書が提出してある案件についてはすべてそうだと思います。先ほどの駐車場に転用の件は 10ha の中の農地の一角であるが、端であるため位置的に問題となることはないかもしれないが、優良農地の一角であるのであれば、現状復旧命令を出してもいいのではないかなと思う位の案件でした。しかし、この案件は、後背農地は使われていない、そして〇〇に取り囲まれ、孤立した地目としての農地ということで、開発

する上では〇〇若しくは〇〇のエリアになるので、転用はやむを得ないかと思います。あとは、進め方の問題はあるかと思います。

○10 番（中村三千人君） 5 条申請は今回 6 件議案となっていますが、そのうち 5 件が始末書案件となっています。私たちは、これは良い、これは悪いとどこで線引きをするか難しいかと思います。始末書案件が少なくなるために何かの対策を考えなければと思います。

○12 番（榎田和壽君） ここは農業振興地域ではないですね。

○事務局（池上翔君） はい、違います。

○12 番（榎田和壽君） 農業振興地域であって圃場整備事業があっているような所であれば、施工を中断させ現状復旧などの指示を出しても何ら問題はないと思います。先ほど出たように、管轄内の建設業者、土木業者に対しては事業着手に当たっては、農地ではないのか、農地であれば転用が済んでいるのか施工業者自らも確認した上で工事を竣工していただきたいということを徹底すべきと思います。

○議長（山下和弘君） 他にご異議はありませんか。

○3 番（淀川洋一君） 業者の方が農地であるかどうかについては意識が無いのは理解できますが、過去に〇〇で住宅メーカーが農地を転用する案件が過去にありました。住宅メーカーすら転用に対して意識がなく、農地であるか宅地であるか確認をしてから建築を始めることは過去の経緯から考えるとほぼ無いのではないかと思います。まして、地元の業者だとなおさらとのこともないですが、依頼主（施主）からここに倉庫を作ってくれと依頼されたら、仕事でもあり商売ですから施工すると思います。その土地の地目の確認をわざわざしないと思いますが、確認するためには農業委員会と建築課の連携がないと、このような案件は続くと思われます。

○事務局（木村英樹君） 建築確認を行う際は、建築課に申請する場合や天草市以外の民間事業者に申請するパターンなどありますが、建築課での確認することは可能ではないかと思っています。

○3 番（淀川洋一君） 建築課から情報提供してもらうべきではないでしょうか。先程の駐車場の件などまさしく、そのような感じで勝手に家を作っても分からないのではないのでしょうか。

○議長（山下和弘君） 土木業者の方も全ての業者がそのような業者ではないと思います。住宅工事を始めたが、請負の社長は転用の事は知りませんでした。従業員が大工の棟梁に聞いたら転用が必要と説明してくれることがあり、すべての業者が勝手に工事を進めている訳ではないと思います。転用届の提出が必要であるとの情報は業界に周知する必要があると思います。

○12 番（榎田和壽君） かつて補助金申請や融資の依頼をする際、納税証明書は必要ではあ

りませんでした。補助を受ける人や融資を受ける人が税金を納めていないことが問題となり、徐々に申請に納税証明書の添付が必要となってきた経緯があります。農地についても造成を進める上では業者はその土地がその人の持ち物であるか、口頭での契約で施工している訳ではないと思うので、業者は持ち主を確認すると思います。会社のグレードが上がれば上がるほど十分確認すると思います。その地番が誰の所有であるか確認をするにあたっては地目が分かるので、その地目が農地であれば農地法の許可は取られていますか、その後でないと工事を進められません、というようなことをやるように農地法の権限を強める、そういった方向に天草市になって欲しいという訳でもないですが、県全体、基本的には国の問題ではありますので、そういう風になればいいと思います。事務局としてこのような問題があった場合は農業会議の席においても、県としてはどのようにするのですか、これまでの通り始末書だけでいいのですか、との疑義を強めていく必要があると思います。

○議長（山下和弘君） 貴重な意見ありがとうございました。他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。現在工事は止めてあるようなので、今後の対応について事務局の方でよろしくお願い致します。次に、5番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 5番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 59.15㎡を売買により取得し、宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、宅地の一部が農地であることが判明したため、住宅 1 棟、駐車場 3 台、庭として利用しています。資料③の 10 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、〇〇ほど前に既に造成が完了しているため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。原田推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりであり、始末書も提出されています。ご審議の方よろしくお願い致します。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 6番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑167㎡を贈与により取得し、〇〇に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道389号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、転用者が営む事業で利用する〇〇が不足しているため、〇〇として利用しています。資料③の11ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、〇〇から既に〇〇として利用されていたため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長(山下和弘君) 次に、申請のあった地区の農業委員の意見ををお願い致します。

○11番(赤崎保章君) 9月19日に野田推進員と現地確認を行いました。この案件についてはこれまでも始末書が多く出ており、〇〇ということもありますので具体的に説明します。譲受人は〇〇されてこられまして、〇〇の土地を借り受けて事業を始めたという事です。その後、〇〇が手狭になったため増築をしたということで、確認したところ、自分で増築したとのことで、建設業者は入っていないとのことでした。最近になって地主から課税地目をみたら宅地になっており、最近は税金も取られていることから、今回貸し借りでなく売買の話になり、登記地目を確認したところ畑ということが分かり、始末書を書いていらっしゃいます。仕方ないのかなという部分もありますので、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長(山下和弘君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(山下和弘君) 日程第6、議第88号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 農用地利用集積等促進計画(案)について説明いたします。資料②の

7 ページから 23 ページをご覧ください。利用権の新規設定の計画が 9 件、再設定が 2 件、更新の計画が 13 件、再配分の計画が 0 件、利用権移転の計画が 0 件、所有権の移転が 0 件、合計 24 件で、筆数 153 筆、総面積が 162,463 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人、又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 12 ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条第 2 項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長(山下和弘君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(山下和弘君) 日程第 7、議第 89 号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が 3 件、有明地域が 2 件、五和地域が 1 件、天草地域が 1 件、河浦地域が 1 件の計 8 件です。筆数は全体 27 筆、面積は 19,287 m²となっております。資料③の 13 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 24 ページから 25 ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番から 2 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真です。次が 3 番から 5 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真になります。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が 6 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 7 番から 8 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 9 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。次が 10 番から 19 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmと〇〇km、〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 7 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。4 枚目です。5 枚目です。6 枚目です。7 枚目です。次が現地の写真

になります。全部で5枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。次が20番から21番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が22番から27番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が現地の写真になります。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1番、2番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 3番から5番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 6番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 7番、8番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 9番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 10 番から 19 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 20 番、21 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 22 番から 27 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 8、議第 90 号、非農地判断についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 議第 90 号 非農地判断について、ご説明いたします。この議題は、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断について、農水省経営局長、同省農村振興局長通知により、再生利用が困難であると判断した農地について、農地に該当しない旨の判断をお願いするものであります。利用状況調査の結果をもとに、「荒廃農地 B 分類」と判定された農地について、非農地判断を行うものでございます。今回、非農地判断をお願いする農地は、河浦町新合の農地 2 筆で、面積が 2,254 m²でございます。これらの農地は、去る令和 7 年 9 月 11 日に農業委員の野中委員と最適化推進委員の田中委員、事務局職員の岩本・池上の計 4 名で現地確認を行い、「山林の様相を呈しており、農地への復元が困難な農地である」「周囲の状況から、継続して耕作することが困難な農地である」ことを確認いたしております。非農地判断が得られれば、その後の事務としましては農地台帳整備を行うとともに、所有者の方へ非農地通知書を発出し、法務局にて地目変更登記を行っていただくよう要請します。このほか、法務局や市の課税課へも非農地判断した旨の情報提供を行う予定でございます。以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（山下和弘君） 野中委員から補足説明はありますか。

○9 番（野中幸廣君） 事務局の説明とおりです。対象農地は圃場整備がされている第 1 種農地ですが、他の圃場整備された農地からは離れており、山林化している状況だったため、非

農地判断を行いました。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（山下和弘君） ただいま説明がありましたが、ご意見はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 意見がなければ本件につきまして、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、提案された「非農地判断について」に記載された農地については、非農地に認定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の27ページをご覧ください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条、5条の許可不要転用届は1件、田を電線張替工事のために一時転用するというものでした。以上です。

○議長（山下和弘君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和7年天草市農業委員会第10回総会を閉会致します。

閉 会 15時30分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 山下 和弘

署名委員 鳴川 哲広

署名委員 黒川 紀世子